

いじめ防止のための基本方針

校内組織

- ・いじめ防止委員会
- ・いじめ相談窓口
- ・学校生活相談窓口
- ・いじめ問題対策委員会

未然防止

- ・いじめの起こりにくい雰囲気作り

早期発見

- ・学校・家庭・地域の連携

子ども一人ひとり

早期解消

- ・組織としての対応
- ・詳細な事実確認
- ・早期の適切な対応

いじめ

学校は、組織として、全力で、いじめから子どもを守ります。